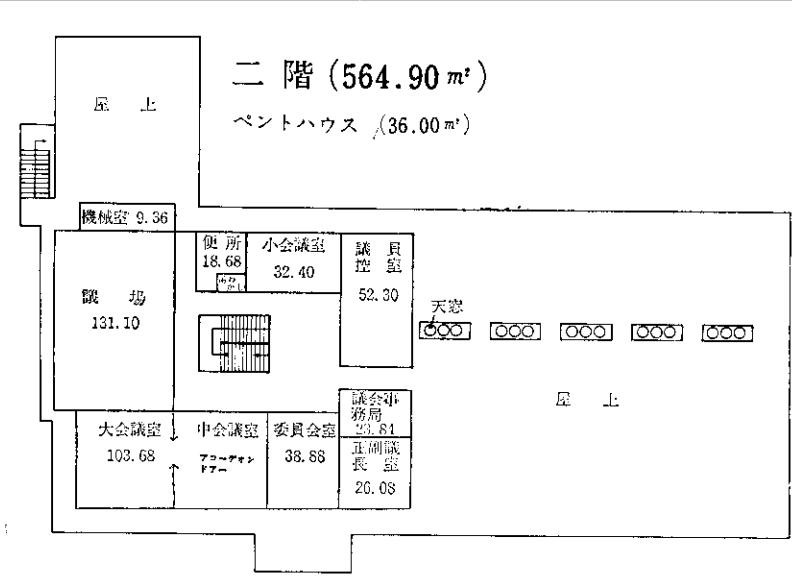
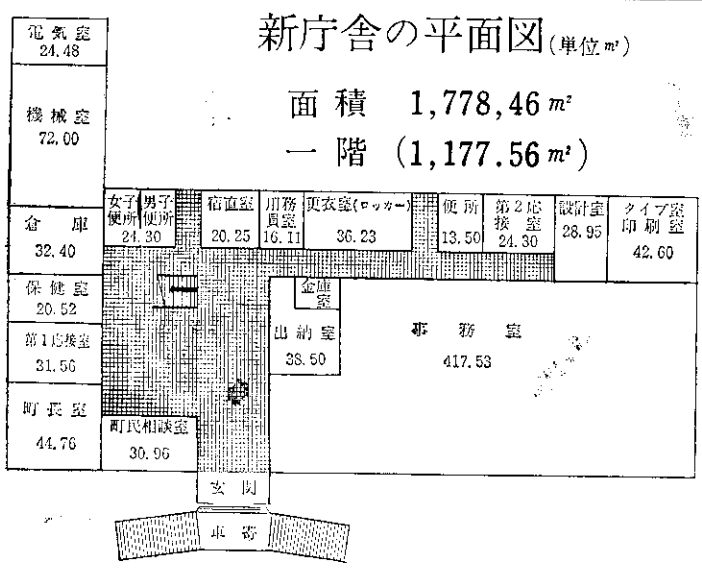


8月20日は参議院群馬県選出議員補欠選挙の投票日です。みんな投票しましょう。

昭和42年8月1日 (毎月15日発行) (臨時号)【1頁】



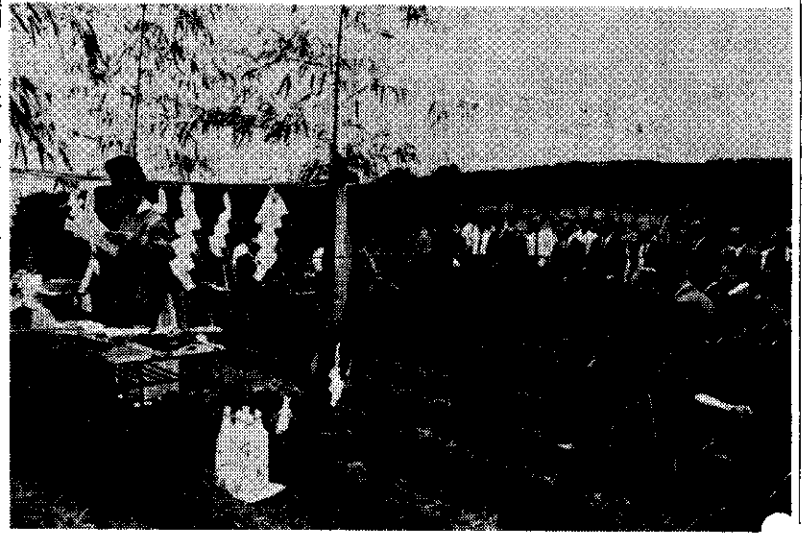
## 新庁舎の建設着工

### 八千六百万円で官沢建設と契約

役場新庁舎建設の工事入札は、六月二十四日役場で行なわれ、工事指名入札者の宮沢建設、信沢工業、研屋、井上工業、小野里工業の五人の業者の入札を実施しました。その結果、落札者がなかった。最低入札者の宮沢建設と話し合った結果、八千六百万円で契約することになり、七月五日の議会の承認を得て本契約を行いました。七月十日には、地鎮祭を行ない、いよいよ建設工事にとりかかり、完成は来年三月二十日の予定です。

## 新庁舎の起工式

七月十日、新庁舎建築の起工式が行なわれました。この日、新庁舎敷地のほぼ中央に「祭壇」が設けられ、来賓として、県から地方課長、財務事務所長などを迎えて、建築委員や区長、関係業者、地主らが多数参加したなかで、田村神官のおごそかなことしめ祈りが行なわれ、無事起工式を終わりました。宮沢建設の手で、いよいよ建設がはじまりましたが、順調に、無事に、一日も早く、完工できますよう、お祈りし、写真は起工式の様子です。



## 役場の位置を変更する条例

### 改廃の直接請求 議会一致で否決

「甘楽町役場の位置を変更する条例」を廃止してほしいという直接請求(代表者・大字福島・上原幸太郎さん)を審議する臨時町議会が七月十七日に招集され、慎重審議の結果出席議員全員の反対で否決されました。

## 有効は千二十二人

昨年十二月の町議会で決まった「甘楽町役場の位置を変更する条例」(現在の役場の位置を変更し、大字小幡甲一六一番地に移す)を廃止するようという直接請求は七月六日、請求代表者から町長に提出されました。この請求は、まず五月四日に町の選挙管理委員会に提出され、町の選挙管理委員会では提出された署名の効力につ

いて慎重に審査した結果、提出された署名者九百三十三人のうち、有効千二十二人、無効八百八十一人(有効率23.3%)と決定しました。その結果、

「甘楽町役場の位置を変更する条例」改廃請求書によると、改廃の理由として、①町内各地の町道が狭く、いたみがかひいのでこれを早急に改善整備する。②教育諸面の均等という立場から第三中学校にも体育館を設置する。③環境衛生上し尿処理場並びにゴミ処理施設を作る。④小中学校及び保育園の予算を増額し、明らかな教育環境を作る。⑤子どもを交通事故から守るために信号機、もしくは警報機等を設置する。などがあげられ、その他にも住宅問題、商工業

## 条例改廃する理由は……

### 町長の意見書

これに対し、町長は当日の議会に意見書を提出し、その考えをあらかじめしました。意見書全文は、本紙二面に掲載しました。そのなかで他事業も五か年計画をたてて実施したいとのべています。

## 直接請求とは

この直接請求制度は、条例の制定、または改廃の請求を地方公共団体の住民に直接、条例の発案を行なわせようとする制度です。しかし、この条例制定や改廃の請求は、住民は発案するにとどまり、たゞ発案があっても、議会が議決しない場合には、住民の一般投票に付して、住民自らの手で条例を制定するような方法は認められておりません。

条例の制定改廃請求権は、個々の住民の単独の権利として認められているのではなく、相当数の住民の集合的行為として、認められています。すなわち、地方公共団体の議会の議員、及び長の選挙権を有する者の総数の五分の一以上(当町では一七三人)の連署をもって、その代表者から地方公共団体の長に対し

## 署名の収集方法と有効条件

署名収集の方法は、請求代表者は、町の選挙人名簿に登録されている者に、署名の収集を委任することができ、署名の収集は、代表者と収集を委任された人でなければできないことになっています。また署名する人は、選挙人名簿に登録されていること、必ず本人の自筆押印でなければいけない、などが決められています。

## 署名審査の権能は選管に

町の選挙管理委員会には、署名簿の署名審査の実質的な権能が与えられており、署名が成規の手続きによるか、自署押印によるか、否か

## 条例廃止には全議員が反対する

「甘楽町役場の位置を変更する条例」を廃止することに全議員が反対して否決されました。

審議は、提出された議案書



## 国保税の確定

八月に年税額を  
 国保税は、毎年四月一日現在の家族構成を基礎として、八月に年税額を決定します。自分の家の保険証を見て、届けのしていない人は、すぐ役場に届け出てください。

## 印紙税法が改正される

印紙税法が全部改正され、ことし七月一日から実施されました。改正前の印紙税法は、明治三十二年に制定されたもので、条文も簡単で、違反事件はすべて罰金を課することなどを建て前としていたことなどから、改善を要する意見がありました。

一方、十円の定額税率および三千円の免税点は、昭和二十九年以来おろかれています。その後の物価水準の上昇から見て、これを低く、いすも低く、印紙税のかかる文書書、法律上明確にするともに、最低税率を二十円に、おまな免税点を一万円に、それぞれ引き上げています。

## 国保税率が改正

七月五日の町議会で国民健康保険の税率の一部が改正されました。

ことし改正されたのは、保険税率で、次のように改正されます。(かっこ内は前年度です。)

- ① 所得割として課税される率、百分の一(一・〇七)
- ② 資産割として課税される率、百分の二(二・〇〇)
- ③ 保険に加入している者一人について(五〇円(五〇円))
- ④ 保険に加入している世帯一世帯について(一七〇〇円(一七〇〇円))